

瑞浪市いじめ防止基本方針

平成29年3月に国の「いじめ防止対策推進法」が改定された。また、同年8月には、「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」も改定された。

これら二つの改定の趣旨を踏まえ、市として「瑞浪市いじめ防止基本方針」を改定し、以下に示す。

平成30年1月(改定)
瑞浪市教育委員会

【目次】

- I いじめ防止のための基本的な考え方
 - 1 いじめの定義と認知
 - 2 いじめ防止に関する基本的な考え方
 - (1) いじめ7つの特質（いじめの理解）
 - (2) いじめ防止の3原則（教師の基本姿勢）

- II いじめ防止のために市が実施する施策
 - 1 組織等の設置
 - (1) 瑞浪市いじめ問題対策委員会
 - (2) 瑞浪市いじめ問題調査委員会（第三者委員会）
 - 2 具体的な施策
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの早期対応
 - (4) 家庭や地域との連携

- III いじめ防止のために学校が実施する取組
 - 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - 2 「いじめ防止・対策委員会」の設置
 - 3 学校におけるいじめ防止対策のポイント
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの早期対応
 - (4) いじめの解消
 - 4 資料の保存期間

- IV 重大事態への対応
 - 1 重大事態とは
 - 2 重大事態の報告
 - 3 重大事態の調査
 - (1) 重大事態の調査主体について
 - (2) 調査を行うための留意事項について
 - 4 調査結果の提供及び報告
 - (1) 情報を提供する際の留意事項について
 - (2) 調査結果の報告について

I いじめ防止のための基本的な考え方

1 いじめの定義と認知

「いじめ」とは、
「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ・いじめとは、いじめられた児童生徒の「心身の苦痛」である。
- ・いじめの認定にあたっては、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめられた児童生徒の心に寄り添って行う。
- ・被害を受けた児童生徒が「いじめ」と感じたら、それは「いじめ」と考える。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止・対策委員会」を活用して組織的に行う。
- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

(1) いじめ7つの特質（いじめの理解）

いじめがもつ以下の特質を十分に理解した上でいじめの防止に努める。

- ①いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るものである。
- ②いじめは、目に見えにくいものである。一見、ただのけんかや遊びに見えるものもある。
- ③いじめは、人に相談しにくいものである。
- ④いじめの様態は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがある。
- ⑥「観衆」や「傍観者」と呼ばれる第三者が関係していることがある。
- ⑦いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわる。

(2) いじめ防止3原則（教師の基本姿勢）

①教師がいじめに正面から向き合う

- ・教師は日常から児童生徒の表情や様子に細心の注意を払う。
- ・いじめを発見したときには、教師が積極的に介入し、いじめ解決の先頭に立つ。
- ・事実に真正面から立ち向かい、その解決に向けて組織的に取り組む。

②いじめを複雑化、深刻化させない

- ・子どもの言動を「いやがらせ」や「けんか」などと考えて対応を先送りにしたり、指導や見届けのタイミングを逸したりしない。
- ・児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる「重大事態」にまで進行する前にいじめを断固阻止する。

③早期発見、早期対応、早期解決

- ・児童生徒のささいな変化やサインを見逃さない。
- ・特に、いじめは大人が気付きにくい形で行われることを十分に認識する。
- ・発見した場合は、素早くスピードをもって対応する。

II いじめ防止のために市が実施する施策

1 組織等の設置

(1) 瑞浪市いじめ問題対策委員会

瑞浪市教育委員会は「瑞浪市いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの防止等のための調査研究を行う。構成員は次のように定める。

＜「瑞浪市いじめ問題対策委員会」の構成員＞

- ・生徒指導担当校長
- ・生徒指導担当教頭
- ・主幹教諭
- ・学校教育課長、同課長補佐

(2) 瑞浪市いじめ問題調査委員会（第三者委員会）

- ・重大事態に係る事実関係を明確にするために学校が行う調査のほかに、更なる調査の必要があると認めるときは、その機関として「瑞浪市いじめ問題調査委員会」に調査を要請する。
- ・この委員会の構成員は、当該調査の公平性・中立性を確保するため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または直接の利害関係を有しない者（第三者）とする。
- ・構成員は次のように定める。

＜「瑞浪市いじめ問題調査委員会」の構成員＞

- ・医師
- ・弁護士
- ・学識経験者
- ・心理専門家
- ・警察経験者

2 具体的な施策

(1) いじめの未然防止

- ・「いじめは『心の傷』『人として許されないこと』を、管理職や担当者に指導する。
- ・学校訪問や主事会を通して、いじめ防止等についての市の方針や取組を指導する。
- ・道徳、情報モラル、人権等についての研修を通して、いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・児童生徒が自己肯定感をもてる指導を学校が展開するように支援する。
- ・「居場所づくり」「絆づくり」が実現できるよう、教職員に力量をつける指導や研修を行う。
- ・いじめ未然防止のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携を強化する。
- ・いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制について、啓発活動を推進する。
- ・各家庭で情報端末の節度ある使い方を推進するなど、家庭の教育力向上に努める。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめ防止のための対策が適切に行われるよう、スクールカウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を配置し教育相談を行う。
- ・欠席状況やいじめ事案を確実に把握し、解決に向けた学校の取組を見届け・指導する。
- ・「いじめ 110 番ダイヤル」や適応指導教室の教育相談を通して、いじめの事実を把握する。
- ・集団適応アセスメントを中学生に実施し、各学校が児童生徒の人間関係や心理的な状況の把握に努められるようにする。
- ・保護者や地域との良好な関係の構築を促し、家庭や地域の中の児童生徒に関する情報収集ができるように支援する。

(3) いじめの早期対応

- ・「いじめ防止・対策委員会」のメンバーを対象に、事案の事実関係・現状・対応状況・今後の見通し等について調査する。
- ・対処方針に基づき、関係者（児童生徒、保護者及び学校教職員等）への助言や支援、関係機関との連携に係る調整等を行う。
- ・スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。

(4) 家庭や地域との連携

- ・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携を図る。
- ・PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、瑞浪市全体における未然防止策について連携を図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐるみで取組を推進する。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、市の関係部局、都道府県私立学校主管部局等）との適切な連携を図る。
- ・平素から学校や市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

Ⅲ いじめの防止のために学校が実施する取組

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、各校の実態に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

- ・いじめの防止等の基本的方向を示す。
- ・いじめの未然防止や早期発見、早期対応が計画的に行われるようにする。

<具体的な内容（例）>

- ①いじめ防止のための基本的な考え方
- ②いじめの未然防止のための取組等
- ③いじめの早期発見のための手立て等
- ④いじめ事案への対応
- ⑤いじめ防止のための組織
- ⑥いじめ防止のための年間計画
- ⑦いじめ防止のための取組に係る学校評価の評価項目
- ⑧重大事態への対応
- ⑨資料の保存期間

○「学校いじめ防止基本方針」作成の留意点

- ・「学校いじめ防止プログラム」「いじめへの対応に係る教職員の資質向上のための年間取組計画」等を具体的に盛り込む。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページへ掲載する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 「いじめ防止・対策委員会」の設置

学校は、いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、次の役割を担う「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 学校におけるいじめ防止対策のポイント

(1) いじめの未然防止

- ・「いじめはどの子どもにも起こり得る」「どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という認識をもつ。
- ・児童生徒一人一人に自己有用感がもてるように、積極的な生徒指導を推進する。
- ・児童生徒がコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような環境づくりを行う。
- ・児童生徒自らが、いじめ防止についての自主的・自発的な活動を推進する。
- ・人権感覚の向上を図るために、学校生活や各種行事を通してさまざまなものや人とのかかわりや触れ合いを体感させ、豊かな心や望ましい人間関係を築く力を身に付けさせる。
- ・市内全小中学校において「ひびきあいの日」を実施し、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。
- ・いじめ未然防止のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関や家庭、地域社会等との連携を強化する。
- ・情報端末の使用についての約束づくりなど、家庭の教育力向上に努める。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめは他人の目につきにくく、他人に相談しにくいものであることを、教職員は共通認識する。
- ・児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないよう、アンテナを高く掲げる。
- ・教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、その情報を確実に共有する。
- ・日常生活の中で、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・学校は定期的なアンケート調査（学期に1回以上）や教育相談等を実施する。
- ・児童生徒がいじめを訴えやすい学校風土や雰囲気醸成する。
- ・保護者や地域との良好な関係を構築し、家庭や地域の中の児童生徒に関する情報収集ができるように努める。

(3) いじめへの早期対応

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導にあたる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察と連携して対処する。
- ・ネット上のいじめに関してはその特性に十分注意し、適切に対処する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、二次被害や再発防止に向け継続的な支援を行う。

(4) いじめの解消

次の2つの要件が満たされていることをもって、「いじめが解消している」こととする。

- ①「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」が少なくとも3ヶ月以上は止んでいること。
- ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

4 資料の保存期間

- ①アンケート原本（データ可）の保存期間は、当該児童生徒が卒業するまでとする。
- ②アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。

IV 重大事態への対応

1 重大事態とは

以下の疑いがある場合、「重大事態」と認定する。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いとは次のケースが想定される。

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、年間30日を目安とする。
- ・ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(3) 児童生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 重大事態の報告

- ・学校は、日々案件が発生した場合には、直ちに瑞浪市教育委員会に報告する。
- ・重大事態の発生の報告を受けた教育委員会はその旨を市長に報告する。

3 重大事態の調査

(1) 重大事態の調査主体について

次の場合は、教育委員会の判断により、「瑞浪市いじめ問題調査委員会」を招集し調査を実施する。

- ①学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合
- ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(2) 調査を行うための留意事項について

- 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえて行う。
- 学校や教育委員会は、事実にしっかりと向き合う。
- 学校又は教育委員会は、「瑞浪市いじめ問題調査委員会」に対して積極的に資料を提供する。
- 学校又は教育委員会は、「瑞浪市いじめ問題調査委員会」の調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証する。遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

4 調査結果の提供及び報告

(1) 情報を提供する際の留意事項について

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告について

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。